

# Ⅲ 前期基本計画



基本施策

1

## 都市基盤

快適で誰にも住みよいまちづくり

### 施策方針

---

コンパクト・プラス・ネットワーク

---

道路・橋梁

---

上下水道

---

住宅

---

公園

---

# コンパクト・プラス・ネットワーク



## 現況と課題

### 都市計画

本町は、2010（平成22）年に開業した東北新幹線七戸十和田駅（以下「七戸十和田駅」という）に加え、上北自動車道の開通により、鉄道と道路の大動脈を有する県内有数の交通の要衝となりました。この利点を生かした効率的なまちづくりの推進が必要です。

特に、七戸十和田駅が位置する荒熊内地区は町のほぼ中央に位置し、役場本庁舎と七戸庁舎を統合した新たな役場庁舎の建設計画が進められています。さらに、青森県の観光やビジネス利用において、下北半島や上十三地区への玄関口として大きな役割を担う地域であり、今後もまちの発展の拠点となるよう整備を進めていく必要があります。

### 地域公共交通

本町の公共交通は、路線バス及びコミュニティバスが町民の交通手段として重要な役割を担っています。

路線バスは、通勤通学や通院等、日常生活において欠かすことのできない交通手段ですが、人口減少や生活様式の多様化に伴い利用者の減少が続いています。この状況が継続すると減便や不採算路線の廃止が懸念されます。また、運行を維持するために町が財政補助を行っている路線もあります。

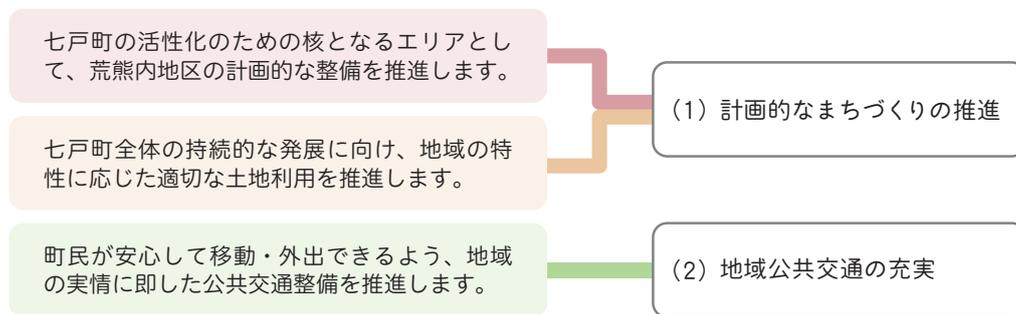
コミュニティバスは、路線バス廃止区間や交通空白地域を解消するため、2007（平成19）年から現在の体制で運行を開始し、以後、ニーズに合わせたバス停の新設や経路変更を行ってきました。

今後は、デマンド交通※や主要施設間のシャトルバス運行等、既存のコミュニティバス以外の交通体系の導入も検討し、町民が自動車を使用しなくても生活できるよう公共交通体系の再編・最適化を図る必要があります。

#### デマンド交通

利用者の予約状況に応じて、運行ルートや時間を柔軟に決定する乗合制の公共交通サービスのこと。

基本施策の方針に対応する具体的施策



施策の内容

(1) 計画的なまちづくりの推進

- ① 「七戸町都市計画マスタープラン」に基づき、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ② 新たなまちづくり計画を策定し、町内の土地利用や公共施設等のあり方を検討します。
- ③ 町発展の拠点となる市街地形成を図るため、荒熊内地区における土地等の有効利用の検討を進めます。

(2) 地域公共交通の充実

- ① 町内の移動の利便性向上を図るため、まちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークの構築を進めます。
- ② 乗合バス事業者が運行する路線バスの維持・確保のため、関係者と連携し乗合バス事業者への支援を行います。
- ③ 乗合バス事業者等による路線バスの未整備地域については、コミュニティバス等の運行を推進し、町の移動手段の確保を図ります。
- ④ デマンド交通等、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの導入を検討します。



## 現況と課題

本町は、青森市と県南地方を南北に結ぶ大動脈一般国道4号を軸に、みちのく有料道路並びに上北自動車道によって津軽地方と南部地方を結ぶほか、県土を横断する国道394号が交わる交通の要衝です。

また、主要地方道八戸野辺地線及び三沢七戸線のほか、一般県道3路線が補完する形で本町に配置されています。これらの路線を骨格として町道が連結され幹線道路網を形成しています。

町道は、815路線、総延長584.7kmあり、そのうち1級町道31路線、2級町道50路線が幹線道路をなし、町内主要集落への連絡道として配置され総延長は165.2kmとなっています。

幹線道路の整備状況は、全体を見ると改良率が87.6%、舗装率92.3%となっています。しかしながら、幹線以外の町道には未整備の生活道路が多く、改良率44.2%、舗装率47.1%と低いことから住民生活の障害となっており、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備拡充を図っていく必要があります。さらに、道路や橋梁など社会資本ストックの老朽化に対応し、維持管理や更新による長寿命化を図ることも検討しなければなりません。

また、七戸十和田駅へのアクセス向上や観光・医療・経済を含めた地域の発展のため、下北半島縦貫道路及び国道394号榎林バイパスの早期完成が望まれています。

冬期間の交通確保対策としては、除雪ドーザ等の更新及び歩道除雪のための小型ロータリー除雪車を更新し、除排雪体制の強化を図ってきましたが、急激に進む少子高齢化等による除排雪作業従事者の確保が困難なことから、ICT等を活用したシステム導入や町民参加による雪対策の確立等、ソフト面の方策が必要となっています。

### 基本施策の方針に対応する具体的施策

地域発展にとって重要な社会資本である道路網の整備拡充を推進します。

(1) 国道・県道の整備推進

(2) 町道の整備促進

安全で安心な道路環境を持続するため、道路と橋梁の計画的な維持管理を推進します。

(3) 町道と橋梁の維持管理推進

(4) 冬期間の交通確保の推進

## 施策の内容

### (1) 国道・県道の整備推進

- ① 下北半島縦貫道路及び県道後平青森線後平バイパスの整備促進を関係機関に要請します。
- ② 国道394号榎林バイパスの整備促進を関係機関に要請します。

### (2) 町道の整備促進

- ① 公共施設間のアクセス道路の整備を促進します。
- ② 道路の舗装・拡幅・改修を推進します。
- ③ 大型バス、緊急車両の通行が困難な道路の改修を推進します。
- ④ 歩行者にやさしい道路とするため、段差や急勾配の解消等、バリアフリー化\*を促進します。
- ⑤ 歩道整備、ガードレールの設置等、通学路の改修整備を推進します。
- ⑥ 周辺の景観や町並み、自然環境に配慮した道路整備を推進します。

### (3) 町道と橋梁の維持管理推進

- ① 全町道815路線の効率的な道路管理を推進します。
- ② 防犯灯の維持管理に努めます。
- ③ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を推進します。
- ④ 全橋梁107橋について、道路の重要度に応じた方法による維持管理を推進します。
- ⑤ 将来を見据えた橋梁のあり方を検討します。

### (4) 冬期間の交通確保の推進

- ① 町内主要道路と近隣沿線とのアクセス道や一般生活道の通行確保のため、除雪機械を更新し、除雪体制の充実を図ります。
- ② 歩行者の安全を守るため、効率的な活動計画の策定に努め、除雪体制の強化を図ります。
- ③ 急勾配道路の安全確保のため、現在実施している対策をより強化するとともに、事故防止対策の強化を図ります。

.....

**バリアフリー化** 高齢者や障がい者が通行しやすいよう段差や障害物をなくして歩きやすくする取組。

# 上下水道



I 序論

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 参考資料

## 現況と課題

### 水道

本町の水道事業は、2009(平成21)年2月に旧町村の水道統合が認可されました。

浄水施設は6箇所を有しており、主要施設である七戸浄水場は1969(昭和44)年、天間林第一浄水場は1981(昭和56)年に建設され、老朽化が進んでいることから、施設の改修と設備の更新が必要です。

また、管路については、供用開始後40年を経過した管路の更新を計画的に進めていますが、その後の拡張工事で布設した管路の更新も必要となっています。

2024(令和6)年度末の水道普及率は99%で、給水人口は13,816人となっています。給水人口の減少や節水意識の浸透、節水器具の普及等に伴い水道の使用量は減少しており、この傾向は今後も続くものと考えられます。

### 下水道

本町の公共下水道事業は、七戸処理区と天間林処理区を有しており、2処理区ともに2002(平成14)年4月1日に一部供用を開始しています。2025(令和7)年3月31日現在、認可区域の下水道整備進捗率は100%となっています。水洗化率は73.9%となっており、七戸処理区は70.8%、天間林処理区は78.5%となっています。

農業集落排水事業は、中野処理区が2003(平成15)年4月1日、四ヶ村処理区が2006(平成18)年4月1日に供用を開始しました。2025(令和7)年3月31日現在の水洗化率は、78.8%となっており、中野西処理区は80.3%、四ヶ村処理区は78.1%となっています。

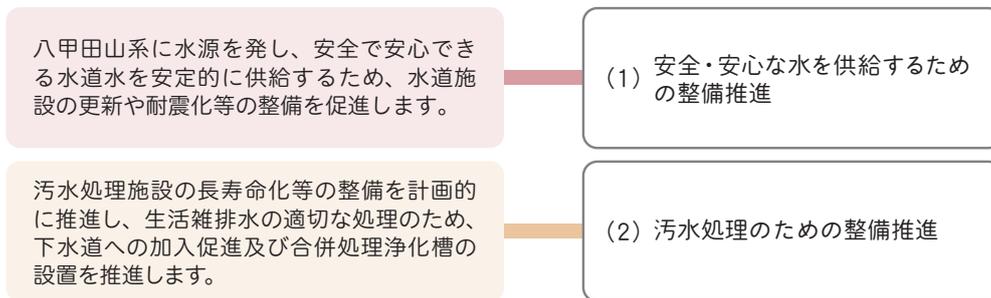
今後は、公共下水道事業認可区域の計画的な管渠\*の維持・更新を図るとともに、処理場及び管渠等の下水道施設の老朽化に起因した事故発生や機能停止を未然に防ぐため、長寿命化対策に向けた取組が必要です。

また、生活雑排水の河川投棄を防止するため、下水道事業への加入及び合併浄化槽の設置促進を図る必要があります。

管渠

給水・排水を目的に「管」を用いて作られ、地中に埋設された水路のこと。

基本施策の方針に対応する具体的施策



施策の内容

(1) 安全・安心な水を供給するための整備推進

- ① 水道施設の改良、更新を計画的に推進します。
- ② 水源の河川表流水への切り替えを推進します。
- ③ 水の安全供給のため、配水池の増設を推進します。
- ④ 災害時に対応可能な耐震対策管路網の整備を促進します。
- ⑤ 七戸地域、天間林地域をつなぐ水道施設の連絡管整備を検討します。

(2) 汚水処理のための整備推進

- ① 「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道処理施設の増設と長寿命化を図るとともに、公共下水道計画区域の計画的な維持管理に努めます。
- ② 下水道普及率向上のため、下水道加入促進奨励金制度を継続して実施します。
- ③ 生活雑排水の河川への流入防止対策のため、し尿、生活雑排水を集散的に処理する合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ④ 合併浄化槽の設置相談窓口の設置を継続し、個別相談に対応します。

# 住宅



## 現況と課題

本町の町営住宅は、合計254戸を建設し管理しています。しかし、耐用年数を超えている住宅が96戸(全体の37.8%)あり、老朽化が著しいことから、今後は計画的な修繕による住環境整備に努めつつ、将来を見据えたあり方を検討します。

また、人口減少の進行に伴う核家族化や、産業構造の変化による若年層の人口流出等により、ひとり暮らし世帯の増加や長期間にわたり使用されていない空き家が増加しています。

本町では、「空き家等情報バンク」への登録により、利用希望者に情報提供を行う等の対策を行っていますが、空き家等の活用を促進するためのさらなる取組が必要となっています。

### 基本施策の方針に対応する具体的施策

安全で快適な住宅環境を確保するため、公営住宅の計画的な長寿命化を図ります。

(1) 住宅環境の維持管理の推進

良好な定住環境の提供のため、空き家等の利活用や個人での住宅整備を推進します。

(2) 空き家等の利活用の推進

## 施策の内容

### (1) 住宅環境の維持管理の推進

- ① 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した住宅の補修等維持管理に努めます。
- ② 高齢社会や障がい者に対応し、周辺環境を考慮した住宅整備に重点を置き、多様なニーズに対応した良質な住宅ストックの形成と住居水準の向上を図ります。

### (2) 空き家等の利活用の推進

- ① 空き家等情報の収集と提供を推進し、空き家等の利活用につなげます。
- ② 民間事業者と連携し、空き家等の管理や利活用を相談できる窓口の設置を検討します。
- ③ 生活拠点を中心に、生活利便性が高い居住環境の整備を図るとともに、町民の新築住宅や中古住宅の取得を支援します。



チラシによる啓発活動

# 公園

関連する  
SDGs



## 現況と課題

本町には、都市計画公園、緑地、農村公園等が23箇所整備されている一方で、子ども向けの遊具が整備されている広場や公園は少ない状況です。

また、公園は町民の憩いの場や災害時における避難場所になるなど、多様な機能と役割を担っています。このため、目的に応じた公園の整備に努める必要があります。

### 基本施策の方針に対応する具体的施策

町民の憩いの場として利用できる公園の整備や維持管理を推進します。

(1) 公園・緑地の整備

## 施策の内容

### (1) 公園・緑地の整備

- ① 人口減少・高齢化の進行を見据えた公園機能の見直しや地域住民及び町を訪れる人が安心して楽しむことができる憩いの場の整備に努めます。
- ② 町民と協働し、公園や緑地の適切な維持管理を推進します。